

器 0 1 手術台及び治療台
一般医療機器 汎用診療・処置台 (13958000)

特定保守管理医療機器

ミズホギプス繃帯台

【警告】

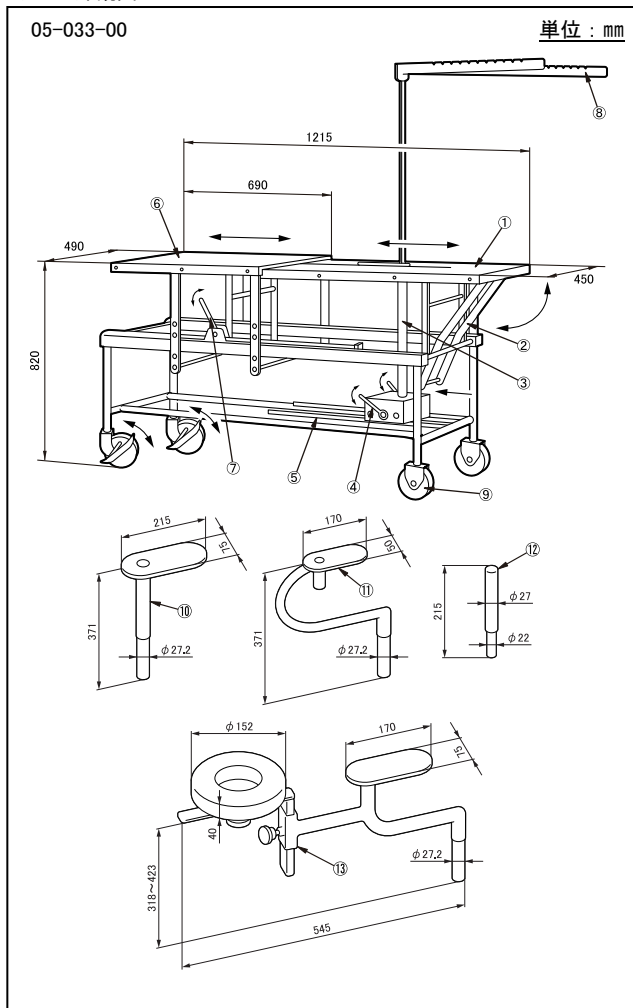
- * 患者の任意の体位を確保するためにアクセサリーで支持するときには常に患者の状態を監視すること。[長時間の体位は神経麻痺や褥瘡の原因となります。]

【禁忌・禁止】

1. 設置凹凸のある床面で使用しないこと。[転倒して重傷事故又は死亡事故につながるおそれがあります。]
2. 折りたたみ板や移動板の上には立たないこと。[転倒するおそれがあります。]

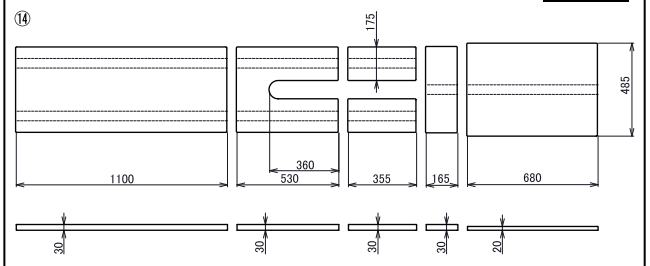
【形状・構造及び原理等】

※ 1. 外観図



05-033-01

単位：mm



- ① 折りたたみ板 ⑧ ベルト掛
② 折りたたみレバー ⑨ キャスター
③ 支柱 ⑩ 仙骨台
④ 支柱レバー ⑪ 小児用仙骨台
⑤ ガイド ⑫ 股間支柱
⑥ 移動板 ⑬ 頭部脊柱支持器
⑦ 移動レバー * ⑭ マットレス（オプション）

※ 注:番号は 1. 外観図の番号に対応

商品コード	商品名
05-033-00	ミズホギプス繃帯台
* 05-033-01	ミズホギプス繃帯台用マットレス

※ 2. 機能

- ① 折りたたみ板 上下に折りたたみが可能
② 移動板移動量 600mm
③ 支柱移動量 370mm
④ ベルト掛 支柱に装着して使用
⑤ 仙骨台 //

※ ⑨ マットレス

仙骨台又は小児用仙骨台に装着して使用
折りたたみ板及び移動板に装着して使用

※ 【使用目的又は効果】

本品はギプス繃帯の処置に用いる、折りたたみ・移動（スライド）機能を備える手動式の処置台である。

※ 【使用方法等】

1. 下肢部の施術

1-1 支柱に仙骨台及びベルト掛を装着します。

仙骨台は、患者の体格に合わせて、標準又は小児用を選択します。

支柱レバーを操作して、支柱を患者の仙骨部に合う位置に移動します。

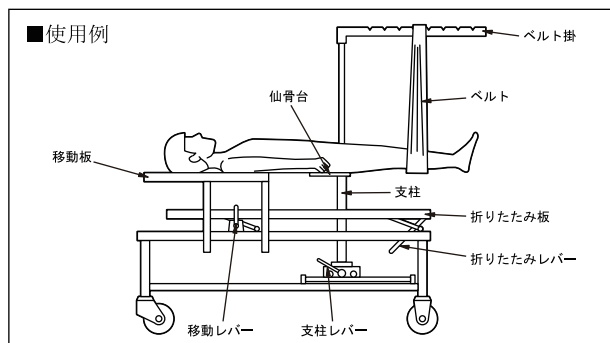
* 1-2 必要に応じて、折りたたみ板及び移動板にマットレス（※1）を装着します。

1-3 移動レバーを操作して、移動板を患者の身長に合う位置に移動します。

- 1-4 折りたたみ板及び移動板の上に患者を乗せて、腰部を仙骨台に乗せます。
- 1-5 患者を乗せた後、ベルト掛にベルト（※2）を付けて、患者の足を吊り固定します。
- 1-6 固定後、折りたたみレバーを操作して、折りたたみ板を下げます。患者の足にギプスを巻く空間ができます。
- 1-7 下肢部のギプス繃帯又は固定を行います。

※注1 マットレスはオプションです。（図はマットレス無し）

注2 ベルトは別途用意してください。



2. 腰仙部・頭部・肩部の施術

- 2-1 頭部脊柱支持器を支柱に取り付けます。

支柱レバーを操作して、支柱を患者の頭部に合う位置に移動します。

- 2-2 移動レバーを操作して、移動板を患者の身長に合う位置に移動します。

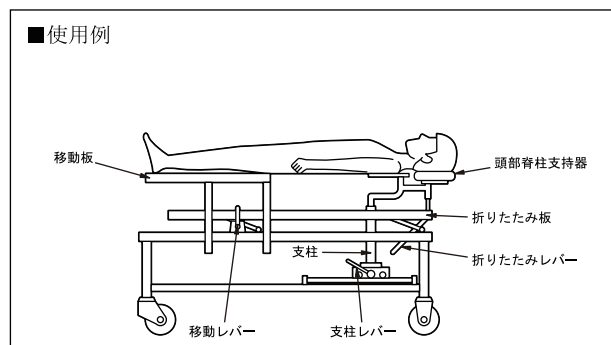
※ 2-3 必要に応じて、折りたたみ板及び移動板にマットレス（注）を装着します。

- 2-4 折りたたみ板及び移動板の上に患者を乗せて、頭部を頭部脊柱支持器に乗せます。

- 2-5 患者を乗せた後、折りたたみレバーを操作して、折りたたみ板を下げます。

- 2-6 腰仙部、頭部、肩などのギプス繃帯又は固定を行います。

※注 マットレスはオプションです。（図はマットレス無し）



【使用上の注意】

1. 警告

- ※ 締結部の固定は必ず確認してください。ゆるんだ状態では機器が外れたり、動いたりして患者に障害が起きるおそれがあります。

※【保管方法及び有効期間等】

1. 保管方法

高温・高湿を避け温度や湿度が極端に変化しない場所及び水のかからない場所に保管してください。

2. 耐用期間

指定した保守点検及び適切な保管をした場合：10年（注）
〔自己認証による〕

注 耐用期間内であっても、使用状況又は使用頻度により、突発的な故障、部品（マットレスを含む）の著しい消耗・劣化・破損等が生じた場合は該当部品の交換が必要です。但し、一般市販品の部品については、製造元の事情（製造期間終了・製造中止等）により、耐用期間内であっても部品供給による交換ができなくなる場合があります。

※【保守・点検に係る事項】

＜使用者による保守点検事項＞

1. 使用前・使用後の点検

使用前・使用後に「破損箇所がないこと」を確認してください。

※2. 清掃・消毒

血液・薬剤・汚染等の汚れは水で拭き取り、さらに消毒用アルコール・ガーゼで清拭してください。

※3. 故障時のお願い

本装置が故障したと思われるときは、本装置に「故障」・「使用禁止」・「修理必要」等の適切な表示をし、ご購入店又は弊社に連絡してください。

※＜業者による保守点検事項＞

本装置を安全に使用するために、弊社及び弊社が認めた業者による年1回の定期点検を実施してください。それ以外の業者による保守・点検は、有害事象の発生、性能・機能の低下を招くおそれがあります。定期点検を希望される場合はご購入店又は弊社にお問い合わせください。

※【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：ミズホ株式会社

TEL 03(3815)3097

製造業者：ミズホ株式会社千葉工場

※【保証期間に係る事項】

本品は納品/設置してから1年間を保証期間として無償修理いたします。但し第三者が修理した場合、天災による破損、不適切な使用、あるいは故意による破損は除きます。その他保証条件は弊社規定に依ります。